

令和 7 年第 2 回臨時会

美 郷 町 議 会 議 案 等

令和 7 年 7 月 28 日 開会
令和 7 年 7 月 28 日 開会

美 郷 町 議 会

報告第 9 号

損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第 9 号）の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 7 月 28 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会に報告するものである。

(別紙)

専決第9号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年6月16日

美郷町町長 田中 秀俊

記

事故発生日時	令和6年6月18日 午前7時25分
事故発生場所	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代
相手方	株式会社迫自動車整備工場
原因・状況等	株式会社迫自動車整備工場所所有の自動車が町道峰花水流線を走行中、側溝のグレーチング跳ね上げにより、車両が破損した。
損害賠償の額	330,000円

【参考】

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

第2項 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○ 議会の委任による長の専決処分の指定について（平成18年2月20日議決）（抄）

美郷町議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

1 [略]

2 地方自治法第96条第1項第12号に規定する和解及び調停の目的の額が、100万円以下の和解及び調停に関すること。

3～5 [略]

議案第 49 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 6 月 23 日に入札に付した下記工事について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 54 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 28 日提出

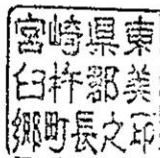
美郷町長 田 中 秀 俊

記

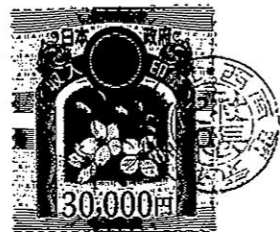
- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度 休廃止鉱山鉱害防止事業
速日鉱山施設 非常用発電機設置工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 59,202,000 円
(うち取引に係る消費税額 5,382,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県延岡市塩浜町 4 丁目 1640 番地 31
西南電気 株式会社
代表取締役 甲 斐 祐 二 |

提案理由

令和 7 年度 休廃止鉱山鉱害防止事業 速日鉱山施設 非常用発電機設置工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



工 事 請 負 仮 契 約 書



- 1 工 事 名 令和7年度 休廃止鉱山鉱害防止事業
速日鉱山施設 非常用発電機設置工事
- 2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間字武田之内地内
- 3 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 8年 3月 13日

4 請負代金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	5	9	2	0	2	0	0	0

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 5,382,000 円

5 契約保証金

億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注) 契約保証金を免除する場合は、免除と記載する。

6 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

上記の工事について、発注者 美郷町 と受注者 西南電気株式会社 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の宮崎県工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払の回数 3回以内

- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

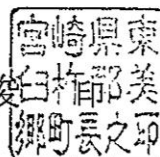
この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。



令和 7年 6月 27日

発注者 美郷町長

田中 秀俊



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

宮崎県延岡市塩浜町4丁目1640番地31
西南電気株式会社
代表取締役 甲斐 祐二



入札結果一覧表

1 工事の名称

令和7年度 休廃止鉱山鉱害防止事業
速日鉱山施設 非常用発電機設置工事

2 工事の場所

東臼杵郡美郷町北郷字納間字武田之内地内

3 入札年月日

令和 7 年 6 月 23 日

番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘 要
1	三桜電設株式会社 大 野 篤 則	54,300,000		
2	押方電設（株） 押 方 浩	56,000,000		
3	株式会社 アブニール 五 反 田 洋 文	54,400,000		
4	西南電気株式会社 甲 斐 祐 二	53,820,000		落札
5	株式会社 延岡十電舎 牛 島 宏	54,167,000		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

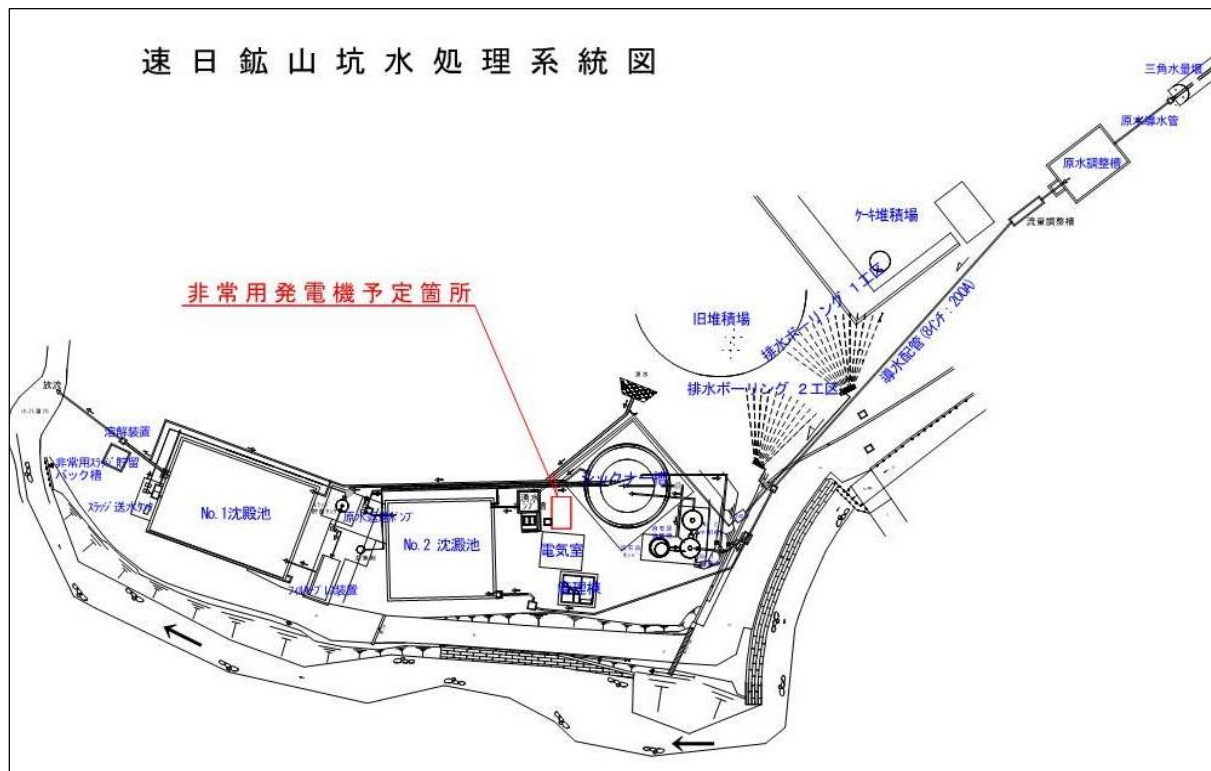
美 郷 町 役 場

総 務 課

令和7年度 休廃止鉱山鉱害防止事業 速日鉱山施設非常用発電機設置工事

【工事概要】

- ・防災型非常用発電機(150kVA)1基・箱付き燃料タンク(950L)1基



【仕様書】

・防災用非常用発電機

出力：150KVA(120KW) 1台

ENG：188Kw

3相3線(440V,60Hz)

1800min-1

H種 ブラシレス

等価逆相耐量 15%

規格：NEGA(内発協認定品)

始動：自動運転 10秒

定格：1時間超

騒音：105dB

仕様：屋外キュービクル型

冷却：ラジエーター方式

燃料：軽油

塗装：重耐塩 5Y7/1

自動始動発電機盤搭載

電源切替器

直流電源：REH 24V 70Ah

・箱付燃料タンク

燃料タンク容量：950L 1台

軽油(約 25 時間運転量)

架台 梯子 ウイングポンプ

重耐塩害塗装

議案第 50 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 7 月 17 日に入札に付した下記工事について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 54 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 7 月 28 日提出

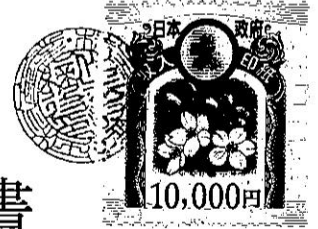
美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度 6 年災 公共土木施設災害復旧事業
第 224 号 2 級町道
又江の原・小田線 道路災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 51、700、000 円
(うち取引に係る消費税額 4,700,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野 3114 番地
株式会社 田村産業
代表取締役 田 村 義 久 |

提案理由

令和 7 年度 6 年災 公共土木施設災害復旧事業第 224 号 2 級町道又江の原・小田線道路災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



様式第1号(約款第1条関係)

工事請負仮契約書

1 工事名 令和7年度6年災 公共土木施設災害復旧事業
第224号 2級町道 又江の原・小田線 道路災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内

3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

4 請負代金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	5	1	7	0	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	4	7	0	0	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 受注者 株式会社 田村産業 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払の回数 3回以内

(2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 7 月 22 日

発注者 美郷町長 田中 秀俊 印

住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地

受注者 商号又は名称 株式会社 田村産業

代表者氏名 代表取締役 田村 義久



入札結果一覧表

1 工事の名称 令和7年度6年災公共土木施設災害復旧事業
第224号2級町道又江の原・小田線道路災害復旧工事

2 工事の場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内

3 入札年月日 令和 7 年 7 月 17 日

番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘 要
1	(株)田村産業 田 村 義 久	47,000,000		落札
2	株式会社 南郷開発 岩 田 進 一	47,120,000		
3	株式会社 吉田建設産業 吉 田 優	47,165,000		
4	株式会社 橋口組 橋 口 一 彦	47,130,000		
5	株式会社 北部産業開発 坂 本 浩 一	47,170,000		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

美 郷 町 役 場
総 務 課

令和7年度 6年災 公共土木施設災害復旧事業
第224号 2級町道 又江の原・小田線 道路災害復旧工事

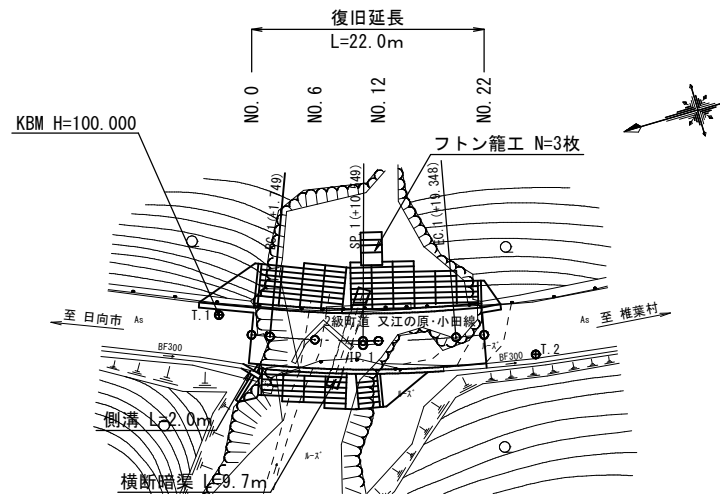
参考資料

工事概要

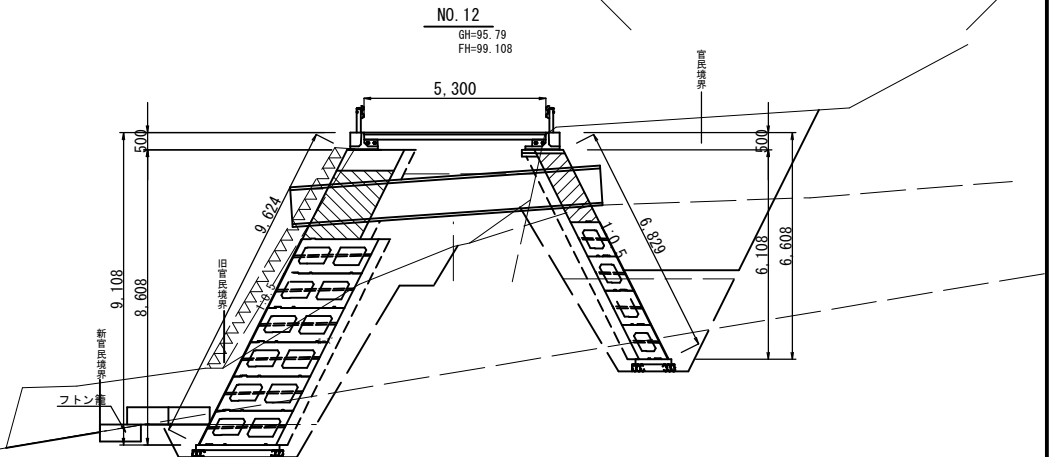
復旧延長	L=22.0m
幅員	W=5.3m
大型ブロック	A=236m ²
小口止工	N=4基
路盤工	A=116m ²
アスファルト舗装	A=116m ²
舗装版切断工	L=9.6m
舗装版取壊工	V=1.3m ³
横断暗渠	L=9.7m
側溝	L=2.0m
フトン籠工	N=3枚
G r コン	L=23.0m
G r 再使用	L=10.0m
構造物取壊工	V=56m ³
雑工(取付工)	N=1式



平面図



横断図



議案第 5 1 号

令和 7 年度美郷町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度美郷町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 8 , 3 9 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 3 6 8 , 5 1 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 7 月 2 8 日 提 出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		984,766	27,460	1,012,226
	2 国庫補助金	394,392	27,460	421,852
19 繰 入 金		1,546,677	△9,069	1,537,608
	2 基金繰入金	1,546,375	△9,069	1,537,306
歳 入 合 計		10,350,121	18,391	10,368,512

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		1, 025, 305	18, 391	1, 043, 696
	1 社会福祉費	687, 340	18, 391	705, 731
歳 出 合 計		10, 350, 121	18, 391	10, 368, 512

1 総括

(単位：千円)

4

(歳 出)

单位：千元)

[illegible]

令和 7 年度

美 郷 町 一 般 会 計 補 正 予 算

事 項 別 明 細 書

入 歳

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
15		国庫支出金	984,766	27,460	1,012,226			
	2	国庫補助金	394,392	27,460	421,852			
	1	総務費国庫補助金	53,865	27,460	81,325	1 総務費補助金	27,460	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 (1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
19		繰 入 金	1,546,677	△9,069	1,537,608			
	2	基金繰入金	1,546,375	△9,069	1,537,306			
	1	財政調整基金繰入金	1,299,357	△9,069	1,290,288	1 財政調整基金繰入金	△9,069	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2			総 務 費	1,808,020	0	1,808,020	1,206	△1,206			
	1		総務管理費	1,608,524	0	1,608,524	1,206	△1,206			
		3	交通安全防 犯対策費	6,666	0	6,666	国庫補助金 300	△300			
		5	電算システ ム管理費	348,693	0	348,693	国庫補助金 906	△906			

(款) 3 民 生 費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3			民 生 費	1,025,305	18,391	1,043,696	5,827	12,564			
	1		社会福祉費	687,340	18,391	705,731	5,827	12,564			
		1	社会福祉総 務費	169,197	18,391	187,588	国庫補助金 5,827	12,564			
									10 需 用 費	30	1 福祉の充実（社会） 18,391
									11 役 務 費	61	(1) 臨時特別給付金事業 (18,391)
											消耗品費（コピー、プリンター、FAX） (30)
											送金手数料 (61)
									19 扶 助 費	18,300	臨時特別給付金（定額減税補足給付金） (18,300)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農 業 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5			農林水産業 費	995,134	0	995,134	12,227	△12,227			
	1		農 業 費	392,688	0	392,688	12,227	△12,227			
		4	畜産業費	66,438	0	66,438	国庫補助金 12,227	△12,227			

(一般会計)

(款) 6 商 工 費
(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6			商 工 費	347,253	0	347,253	8,200	△8,200			
	1		商 工 費	42,319	0	42,319	8,200	△8,200			
		1	商工振興費	42,319	0	42,319	国庫補助金 8,200	△8,200			

(一般会計)

令和 7 年第 2 回美郷町議会臨時会
(7 月臨時会)
議案第 5 1 号
主 要 事 業 等 説 明 資 料



Dear MISATO

**DRIVE TO
MISATO**



【 目 次 】

〔会計〕	〔款〕	〔項〕	〔目〕	〔ページ〕
一般会計	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	3

担当課	町民生活課	小事業名	臨時特別給付金事業		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	低所得者支援及び定額減税補足給付金		10
予 算	3 民生費	事業費(千円)	左の財源内訳		
款	1 社会福祉費	18,391	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,827
項	1 社会福祉総務費				
目					
要求区分	新規要求				
事業区分	新規事業				
			一般財源		12,564
法令・条例	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱				
事業の目的・意図・効果・補正理由					
令和6年度に給付した「当初調整給付」の算定において、令和5年分所得等を基にした推計額を用いて算定したことにより、令和6年分所得税が確定したのちに、本来給付すべき額と当初調整給付との間で差額が生じた方に対し、その差額を「不足額給付金」として支給するもの。 令和6年分所得税が確定後、速やかな給付に繋げる。					
事業の概要（積算根拠等）					
・調整給付金 給付対象者550名（見込み） 18,300,000円 （事務費） 送金手数料：550件×110円 = 60,500円 消耗品費 30,000円 ※給付実績により全額に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当予定 （参考）当初調整給付 物価高対策の一環として令和6年度に実施された定額減税において、定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる方に対し、定額減税を補給する給付として「調整給付金」を支給。 定額減税可能額（本人・扶養親族1人当たり）所得税30,000円/住民税10,000円					